

令和6年12月2日

関係各位

総務部総務課

### 職員の服装の軽装化（ノーネクタイ等）の通年実施について

平成17年4月28日の閣僚懇談会において、「地球温暖化防止及び省エネルギーに資するため、夏季においては、政府全体として軽装での執務を促すこととする」等の申合せがなされ、これを踏まえ、本会では、例年、夏期の軽装について取組を行っているところです。今年度の環境省の取組方針によれば、室温の適正化とその温度に適した軽装について、職員や職場単位でのそれぞれの判断で働きやすい服装での勤務が奨励されており、東京においては5月から9月を中心として集中的に呼びかけるとされているところです。

上記の趣旨を踏まえ、厚生労働省、一部の国保連合会、社会保険診療報酬支払基金及び民間企業等においても通年での服装の軽装化の導入が進んでおります。

このような状況を踏まえ、本会においてもより働きやすい職場環境の構築への取組として、下記のとおりTPOに応じた服装の軽装化を実施いたしますので、何とぞご理解を賜りますようお願いいたします。

### 記

#### 1 実施期間

令和6年12月2日（月）から通年実施

#### 2 取り組み内容

- (1) 通年で職員個人が快適で働きやすいと感じる服装で勤務にあたることとし、職員が活躍できる働きやすい職場づくりを通じ、職員の健康保持及び業務能率の向上を図る。
- (2) 服装の軽装化にあたってはTPO（時間、場所、場面）に合わせて、来会者等に不快感や違和感を与えない服装とするよう十分配慮する。  
なお、行事や訪問先の一定の服装の基準（ドレスコード）にも注意し、失礼のない服装を行うよう留意すること。
- (3) 快適で働きやすいと感じる服装に努めるとともに、社会常識を著しく逸脱するような服装は避け、職員の品位を損なわない節度ある服装を保つこと。

#### 3 周知について

当分の間、事務室出入り口付近や来会者の見やすいところに、TPOに応じた服装の軽装化を実施している旨の掲示を行います。

照会先：総務部総務課  
電話：03 (3581) 6821